

## 背景

地方分権一括法施行から1年が経過し、雇用対策協定の締結が進み、43都道府県（平成29年3月31日現在）において雇用対策協定が締結された。そのため、雇用対策における国と地方公共団体との連携という目的の下に規定されている「雇用対策協定」（以下「協定」という。）及び「雇用施策実施方針」（以下「地方方針」という。）の対象となる都道府県に重複が生じてきていることから、所要の改正を行うものとする。

## 現 行

### 【協定】

- 都道府県労働局長及び地方公共団体の長が、双方の雇用施策を密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施するため、双方の合意の下に締結等する、雇用対策に関する協定。

### 【地方方針】

- 都道府県労働局長が、都道府県労働局と都道府県の雇用施策を密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施するため、都道府県の知事の意見を聴いて策定する、当該労働局における雇用施策の方針。

(※1)(※2)

(※1) 毎年度、全国指針（厚生労働大臣が地方方針の策定に参考となるように示す指針）を踏まえて策定。

(※2) 協定を締結している場合には、協定を実施するための計画（「事業計画」という。）を毎年度策定することとしており、運用上、事業計画の趣旨及び内容が、全国指針に沿う場合は、協定を地方方針と見なすことも可能としている。

## 改 正 後

### 【協定】

- 協定に一本化するものとする。
- 都道府県知事と雇用対策協定を締結し、事業計画を作成している場合は、地方方針を策定しなくても良いものとする（附則に規定）。(※3)

(※3) 事業計画が一部の分野に限っている労働局については、引き続き、協定及び事業計画の拡充を図り、国と地方公共団体の連携を一層強化する。

【施行日：平成30年4月1日】